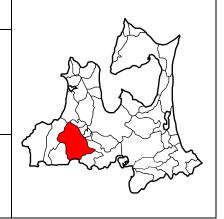
弘前ハウスワイン特区

都道府県名: 青森県

申請主体名: 弘前市

区域の範囲: 弘前市の全域



特区の概要:

構造改革特別区域の規制緩和を活用し、農業生産者が自家製 果実酒を醸造し、自らが経営しているレストラン及び民宿等で 観光客等に提供することを目指す。

消費者の食の安全・安心への関心が高まるなか、実際に本市 を訪れなければ味わうことが出来ない生産者が見える安全で 安心な自家製果実酒は、新たな地域の魅力づくりにつながり、 都市部と農村部、消費者と生産者の交流人口が増え、新たな加 工品 (果実酒) のブランドの確立は、地元農産物の消費拡大に よる農業所得の向上及び地域の活性化に結びつくものである。

適用される規制 特定農業者による特定酒類の製造事業

の特例措置:



りんごと岩木山



ワインと自家製生ハム 自家製チーズ